

東京都地方独立行政法人評価委員会 平成 19 年度第 5 回公立大学分科会議事要録

平成 19 年 11 月 19 日（月）10 時 00 分から 11 時 30 分まで

都庁第一本庁舎 42 階北側特別会議室 D

（出席委員）原島分科会長

柴崎委員、西尾委員

米本委員、和田委員

1 開会

2 審議事項

（1）公立大学法人首都大学東京の中期計画変更（素案）に関する意見聴取

事務局からの説明で、8 月 31 日の評価委員会で審議された「公立大学法人首都大学東京中期目標」について、第 3 回東京都議会定例会において議決され、10 月 5 日に変更されたとの報告があった。

中期目標の変更を受け、法人は変更された中期目標を達成するための中期計画を作成し、設立団体である東京都の認可を受ける。その際、地方独立行政法人法の規定により、都はあらかじめ評価委員会（公立大学分科会）の意見を聞くことになっており、本日は法人から提示された「公立大学法人首都大学東京中期計画（変更素案）」について、素案の段階ではあるが意見を伺うとの説明があった。

まず、事務局から変更点について資料 2 により説明があった。

【評価委員の意見】

資料 2 「公立大学法人首都大学東京 中期目標・中期計画（現行・変更素案）記載一覧」について

- ・ 1 ページ「基本的な考え方」の項目について、法人化後数年経過し、不具合がある。産業技術大学院大学（産技大）や東京都立産業技術高等専門学校（高専）が入ってきているので、もう少しわかりやすくメッセージ性があるものが良いのではないかと。
- ・ 5 ページ「高専との連携」の項目について、高専から首都大への接続について、早く具体化すべきである。
- ・ 8 ページ「第三者評価の実施」の項目について、卒業生の品質保証が重要である。J A B E E 認定等についても学内で十分な検討を行うことが必要である。
- ・ 11 ページ「留学支援」の項目について、重要な取組みであるため、支援体制も含めもっと具体的に記載すべきである。
- ・ 11 ページ「外国人留学生支援」の項目についても同じく、重要な取組みであるため、支援体制も含めもっと具体的に記載すべきである。留学生を集める目的（良い学生を育成する投資又は財源の獲得）を明確にすべきである。

- ・ 13ページ「産学公連携の強力な推進」の項目について、中間時点での達成状況として数値目標は残すべきである。今後3年間の具体的な数値を中期計画で示せない場合は、年度計画に確実に記載することが必要である。
- ・ 16ページ「専門的知識を有する学生の確保」の項目について、産業界が求める人材育成を行ううえで、卒業生の品質保証が重要である。
- ・ 16ページ「東京都立産業技術高等専門学校との連携」の項目について、書かれている内容が高専の計画になっているので、最初の2行を削除し、「産業技術高等専門学校から一定数の学生が高等専門（専攻科）から大学院に進学できる制度を構築する。」としてはどうか。
- ・ 19ページ「教育システムの継続的な改善」の項目について、卒業生の品質保証が重要である。
- ・ 20ページ「学生生活支援」の項目について、「就職」は、高専生にとって重要な進路であるため、キャリア設計に含めず個別の項目として「就職支援」と具体的に明記すべきである。
- ・ 26ページ「全学的な外部資金等の獲得」の項目について、中間時点での達成状況として数値目標は残すべきである。なお、今後3年間の具体的な数値を中期計画で示せない場合は、年度計画に確実に記載することが必要である。
- ・ 27ページ「剰余金の有効活用」の項目について、剰余金の使途として、国際化推進ファンドは良い取組みであるので、推進すべきである。
- ・ 29ページ「産学公連携の強力な推進」及び「知的財産の管理・活用」の項目について、中間時点での達成状況として数値目標は残すべきである。なお、今後3年間の具体的な数値を中期計画で示せない場合は、年度計画に確実に記載することが必要である。
- ・ 中期計画全体について、「さらなる拡大」や「充実」などという表現ではなく、より具体的な記述にすべきである。
- ・ 中期計画全体について、中間時点での達成状況として数値目標は残すべきであり、今後3年間の計画においては、その数値目標を拡大するか、一般化しバージョンアップを図るべきである。経年比較するためには、年何%ずつ上げていくなどの目標がないと具体性が乏しくなる。なお、今後3年間の具体的な数値を中期計画で示せない場合は、年度計画に確実に記載することが必要である。
- ・ 中期計画全体について、法人全体の思想を明文化するとともに、各学校のミッションを明確にし、それぞれが補完している関係を明らかにすることが必要である。

今回審議した中期計画変更素案に対する本分科会で出された意見については、法人に伝える。法人は、修正等の必要な作業を経たのち中期計画（案）を作成し、次回の分科会において審議とすることとした。

(2) 公立大学法人首都大学東京の役員退職手当に関する意見聴取

事務局から資料3及び4により、役員退職手当について説明があった。

役員退職手当については、地方独立行政法人法の規程により、評価委員会（公立大学分科会）は、支給の基準が社会一般の情勢に適合しているか、知事に対して意見の申し出ができることから意見を伺うものである。

法人の役員退職手当の基準のポイントは、資料4「基本的な考え方」に記載のとおり、退職時の年俸額ではなく、在職期間中の年俸総額を基礎とし、それを在職月数で割り、在職年数を掛け退職手当額を算定するところである。これをもとに、在職4年の任期で試算した役員の退職手当額を他大学と比較したものが、「退職手当支給基準及び試算額比較一覧」である。

なお、公立大学法人首都大学東京の場合には、理事長、副理事長、理事の役職ごとの報酬額を設定しておらず、同じ年俸表のいずれかの号給に決定されるために、他大学のように、理事長、副理事長、理事というような3区分にはなっていない。

地方独立行政法人法においては、役員に対する報酬及び退職手当については、その役員の業績が考慮されるものでなければならないとされている。また、報酬及び退職手当の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業者の役員の報酬等、当該法人の業務の実績、その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

本日は、この役員退職手当の支給基準について、社会一般の情勢に適合したものであるかについて、意見を伺うものである。

【評価委員の意見】

- ・ 役員の退職金の基本的な考え方については、社会一般の情勢に適合したものであり特に意見はない。
- ・ しかし、算定の基礎となる役員報酬等については、従来「業績を適切に反映した報酬とする」ことを条件に了承したところであり、現在、まだ反映の仕組みができていないようである。
- ・ よって、業績反映の仕組みを確認し、その後、役員退職手当についての正式な意見を申し上げる。
- ・ なお、理事長が退職する場合における業績評価の機能を検討すべきである。

【質疑応答】

- ・ インセンティブとして、業務実績を反映させるしくみが必要であると考えますが、現在どのようなしくみなのか。

役員退職手当規則自体においては、業績が反映されるしくみにはなっていない。今後、退職手当規則自体に業績を反映させるしくみをつくることも考えられる。

もしくは、退職手当の支給基準が在職期間中の総年俸額であることから、年俸に業績が反映されれば、必然的に退職手当にも反映されることになる。なお、現在は年俸に業績

が反映されるしくみにはなっていない。

- ・ 年棒額の決め方として、都の指定職給料表を基礎としているが、都のもう一つの独立行政法人である東京都立産業技術研究センターも同様なのか。

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの年棒額も都の指定職給料表を基礎としているが、設立が公立大学法人首都大学東京の1年後で、当時給料のベースダウンがあり公立大学法人首都大学東京より低い金額となっている。

- ・ 理事長が退職される場合、その業績評価をだれがするのか。

法人内に役員退職時の業績評価についての規定が未策定のため、具体的にどこでだれが決定するかということは決まっていない。

次回の分科会で、役員報酬の業績反映のしくみを確認した後、役員退職手当に関する正式な意見を決定することとした。

3 その他

次回、第6回公立大学分科会は平成20年2月頃に開催予定。